



# 鳥取県公報

平成 25 年 4 月 30 日 (火)  
第 8 4 9 3 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	大規模小売店舗に関する変更事項の届出 (393) (経済産業総室) . . . . . 2
	土砂災害警戒区域の指定 (394) (治山砂防課) . . . . . 3
	土砂災害警戒区域の図面の変更 (3件) (395~397) (〃) . . . . . 4
	土砂災害特別警戒区域の指定 (398) (〃) . . . . . 6
	特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (399) (西部総合事務所地域振興局) . . . . . 7
◇ 調達公告	随意契約の相手方の決定 (会計指導課) . . . . . 8
	一般競争入札の実施 (教育委員会教育環境課) . . . . . 8
◇ 正 誤	平成25年 3 月26日付鳥取県条例第33号中訂正 . . . . . 11

# 告 示

## 鳥取県告示第393号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第5条第1項第1号及び第2号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、当該届出を縦覧に供する。

平成25年4月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
丸合羽合店・ドラッグストアウェルネスハワイ店  
東伯郡湯梨浜町長瀬789-1外
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社丸合 代表取締役社長 梅林 哲朗 米子市東福原六丁目12-40  
大和情報サービス株式会社 代表取締役 藤田 勝幸 東京都台東区上野七丁目14-4
- 3 変更した事項
  - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
変更前 丸合羽合店 東伯郡湯梨浜町長瀬789-1外  
変更後 丸合羽合店・ドラッグストアウェルネスハワイ店 東伯郡湯梨浜町長瀬789-1外
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
変更前 株式会社丸合 代表取締役社長 梅林 哲朗 米子市東福原六丁目12-40  
変更後 株式会社丸合 代表取締役社長 梅林 哲朗 米子市東福原六丁目12-40  
株式会社ウェルネス湖北 代表取締役社長 村上 正一 鳥根県松江江西津田二丁目8-20
- 4 変更年月日  
平成25年3月20日
- 5 変更する理由  
増床による新規小売業者の増及び大規模小売店舗の名称変更のため
- 6 届出年月日  
平成25年4月4日
- 7 縦覧に供する書類  
大規模小売店舗を設置している者の変更届出書
- 8 縦覧に供する期間  
平成25年4月30日から4月間
- 9 縦覧に供する場所  
鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部経済産業総室  
倉吉市東巖城町2 鳥取県中部総合事務所地域振興局  
東伯郡湯梨浜町大字久留19-1 湯梨浜町産業振興課
- 10 意見書の提出  
湯梨浜町の区域内に居住する者、湯梨浜町において事業活動を行う者、湯梨浜町の区域をその地区とする商工会その他の湯梨浜町に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため当該大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、8の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

**鳥取県告示第394号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成25年4月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1(1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

鳥取市

## (2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

## (3) 土砂災害警戒区域の名称

円護寺川（Ⅰ-1-1-1-5）、水道谷川（Ⅰ-1-1-1-7）、栗谷川（Ⅰ-1-1-1-8）、  
円護寺川（Ⅰ-1-1-1-9）、栗谷川右支溪1（Ⅰ-1-1-1-112）、芳原川（Ⅰ-1-1-1-117）、  
穴谷川（Ⅲ-1-1-1-④）、霧ヶ谷川（Ⅲ-1-1-1-⑥）、ミタン谷川（Ⅲ-1-1-1-⑦）、  
ミズノ谷川（Ⅲ-1-1-1-⑧）、椎ノ木谷川（Ⅲ-1-1-1-⑨）、大岩谷川（Ⅲ-1-1-1-⑩）

## (4) 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

## 2(1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

鳥取市

## (2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

## (3) 土砂災害警戒区域の名称

円護寺地区（Ⅰ-6）、円護寺第2地区（Ⅰ-7）、栗谷町地区（Ⅰ-16）、栗谷町B地区（Ⅰ-17）、  
有富地区（Ⅰ-49）、円護寺第3地区（Ⅰ-1053）、円護寺第5地区（Ⅱ-2048）、湯所町D地区（Ⅱ-2050）、  
福井F地区（Ⅲ-4013）、金沢G地区（Ⅲ-4018）、瀬田蔵B地区（Ⅲ-4023）、瀬田蔵C地区（Ⅲ-4024）、  
瀬田蔵D地区（Ⅲ-4025）、瀬田蔵E地区（Ⅲ-4026）、洞谷H地区（Ⅲ-4031）、洞谷I地区（Ⅲ-4032）、  
洞谷J地区（Ⅲ-4033）、洞谷K地区（Ⅲ-4034）、福井H地区（Ⅲ-4046）、三山口D地区（Ⅲ-4049）、  
三山口E地区（Ⅲ-4050）、三山口H地区（Ⅲ-4053）、三山口I地区（Ⅲ-4054）、三山口K地区（Ⅲ-  
4056）、高住F地区（Ⅲ-4057）、桂見C地区（Ⅲ-4058）、西今在家地区（Ⅲ-4061）、有富F地区（Ⅲ-  
4069）、横枕B地区（Ⅲ-4072）、猪子C地区（Ⅲ-4075）、猪子E地区（Ⅲ-4077）、長谷D地区（Ⅲ-  
4080）、長谷E地区（Ⅲ-4081）、覚寺H地区（Ⅲ-4086）、百谷F地区（Ⅲ-4089）、百谷G地区（Ⅲ-  
4090）、八坂B地区（Ⅲ-4093）、八坂C地区（Ⅲ-4094）、八坂D地区（Ⅲ-4095）、円通寺B地区（Ⅲ-  
4096）、越路C地区（Ⅲ-4097）、香取地区（Ⅲ-4098）

## (4) 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

## 3(1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

鳥取市

## (2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

地滑り

## (3) 土砂災害警戒区域の名称

円護寺地区（11）、越路地区（12）、高津地区（14）、御熊地区（17）、覚寺地区（84）

## (4) 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県土整備部治山砂防課及び鳥取県土整備事務所並びに鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

### 鳥取県告示第395号

平成17年鳥取県告示第187号（土砂災害警戒区域の指定について）で指定した土砂災害警戒区域に係る図面を変更したので、告示する。

なお、変更後の図面は、鳥取県土整備部治山砂防課及び鳥取県土整備事務所並びに鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成25年4月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 1 図面を変更した土砂災害警戒区域

滝ノ上川（Ⅰ－Ⅰ－Ⅰ－Ⅰ－12）、城ヶ谷川（Ⅰ－Ⅰ－Ⅰ－Ⅰ－13）、大谷川（Ⅰ－Ⅰ－Ⅰ－Ⅰ－47）、中谷川（Ⅰ－Ⅰ－Ⅰ－Ⅰ－48）、高路谷川（Ⅰ－Ⅰ－Ⅰ－Ⅰ－66）、北谷川（Ⅰ－Ⅰ－Ⅰ－Ⅰ－67）、宮川（Ⅰ－Ⅰ－Ⅰ－Ⅰ－97）、安畑谷川（Ⅱ－Ⅰ－Ⅰ－Ⅰ－28）、百谷A地区（Ⅰ－24）、百谷B地区（Ⅰ－25）、円通寺地区（Ⅰ－38）、高路B地区（Ⅰ－51）、高路C地区（Ⅰ－52）、百谷C地区（Ⅱ－2064）、百谷D地区（Ⅱ－2065）、小西谷地区（Ⅱ－2066）、百谷E地区（Ⅲ－4088）

#### 2 変更した年月日 平成25年4月30日

### 鳥取県告示第396号

平成20年鳥取県告示第113号（土砂災害警戒区域の指定について）で指定した土砂災害警戒区域に係る図面を変更したので、告示する。

なお、変更後の図面は、鳥取県土整備部治山砂防課及び鳥取県土整備事務所並びに鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成25年4月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 1 図面を変更した土砂災害警戒区域

浜坂東谷川（Ⅰ－Ⅰ－Ⅰ－Ⅰ－3）、北園谷川（Ⅰ－Ⅰ－Ⅰ－Ⅰ－4）、湯所谷川（Ⅰ－Ⅰ－Ⅰ－Ⅰ－6）、覚寺上谷川（Ⅰ－Ⅰ－Ⅰ－Ⅰ－10）、覚寺下谷川（Ⅰ－Ⅰ－Ⅰ－Ⅰ－11）、馬場町谷川（Ⅰ－Ⅰ－Ⅰ－Ⅰ－36）、水道山谷川（Ⅰ－Ⅰ－Ⅰ－Ⅰ－37）、椿谷川（Ⅰ－Ⅰ－Ⅰ－Ⅰ－38）、肥後ヶ谷川（Ⅰ－Ⅰ－Ⅰ－Ⅰ－39）、寺谷川（Ⅰ－Ⅰ－Ⅰ－Ⅰ－41）、早沢谷川（Ⅰ－Ⅰ－Ⅰ－Ⅰ－42）、八坂谷川（Ⅰ－Ⅰ－Ⅰ－Ⅰ－44）、玉木谷川（Ⅰ－Ⅰ－Ⅰ－Ⅰ－45）、椎谷川（Ⅰ－Ⅰ－Ⅰ－Ⅰ－49）、神坂谷川（Ⅰ－Ⅰ－Ⅰ－Ⅰ－50）、猪子東谷川（Ⅰ－Ⅰ－Ⅰ－Ⅰ－55）、猪子川（Ⅰ－Ⅰ－Ⅰ－Ⅰ－56）、目ヶ谷川（Ⅰ－Ⅰ－Ⅰ－Ⅰ－57）、奥谷川（Ⅰ－Ⅰ－Ⅰ－Ⅰ－58）、西今在家南谷川（Ⅰ－Ⅰ－Ⅰ－Ⅰ－62）、石谷川（Ⅰ－Ⅰ－Ⅰ－Ⅰ－63）、臼谷川（Ⅰ－Ⅰ－Ⅰ－Ⅰ－64）、家ノ奥谷川（Ⅰ－Ⅰ－Ⅰ－Ⅰ－65）、木細谷川（Ⅰ－Ⅰ－Ⅰ－Ⅰ－69）、赤松川（Ⅰ－Ⅰ－Ⅰ－Ⅰ－70）、篠坂西下谷川（Ⅰ－Ⅰ－Ⅰ－Ⅰ－71）、篠坂西上谷川（Ⅰ－Ⅰ－Ⅰ－Ⅰ－72）、寺谷川（Ⅰ－Ⅰ－Ⅰ－Ⅰ－73）、御堂川（Ⅰ－Ⅰ－Ⅰ－Ⅰ－74）、反田川（Ⅰ－Ⅰ－Ⅰ－Ⅰ－75）、天神川（Ⅰ－Ⅰ－Ⅰ－Ⅰ－95）、奥山川（Ⅰ－Ⅰ－Ⅰ－Ⅰ－96）、安蔵谷川（Ⅰ－Ⅰ－Ⅰ－Ⅰ－102）、谷川（Ⅰ－Ⅰ－Ⅰ－Ⅰ－104）、谷田川（Ⅰ－Ⅰ－Ⅰ－Ⅰ－105）、円護寺川左支溪1（Ⅰ－Ⅰ－Ⅰ－Ⅰ－113）、妙見川右支溪1（Ⅰ－Ⅰ－Ⅰ－Ⅰ－114）、妙見川右支溪2（Ⅰ－Ⅰ－Ⅰ－Ⅰ－115）、妙見川（Ⅰ－Ⅰ－Ⅰ－Ⅰ－116）、摩尼川右支溪2（Ⅰ

－1－1－1－118)、宮ノ谷川(Ⅰ－1－1－1－121)、神谷川(Ⅰ－1－1－1－123)、舞々谷川(Ⅰ－1－1－1－124)、山白川右支溪1(Ⅰ－1－1－1－131)、山白川右支溪2(Ⅰ－1－1－1－132)、天神川右支溪1(Ⅰ－1－1－1－133)、覚寺下谷川(Ⅱ－1－1－1－1)、椎ノ木谷川(Ⅱ－1－1－1－13)、まこ谷川(Ⅱ－1－1－1－14)、竹谷川(Ⅱ－1－1－1－16)、下味野谷川(Ⅱ－1－1－1－17)、宮ノ谷川(Ⅱ－1－1－1－18)、寺谷川(Ⅱ－1－1－1－23)、高津東谷川(Ⅱ－1－1－1－26)、摩尼川右支溪1(Ⅱ－1－1－1－30)、堂谷川(Ⅱ－1－1－1－35)、森谷川(Ⅱ－1－1－1－36)、土居川(Ⅱ－1－1－1－37)、コエノ谷川(Ⅱ－1－1－1－38)、中村下谷川(Ⅱ－1－1－1－39)、浜坂地区(Ⅰ－1)、浜坂A地区(Ⅰ－2)、浜坂B地区(Ⅰ－3)、覚寺地区(Ⅰ－4)、浜坂C地区(Ⅰ－5)、丸山町地区(Ⅰ－8)、湯所町C地区(Ⅰ－11)、東町A地区(Ⅰ－12)、東町B地区(Ⅰ－13)、東町C地区(Ⅰ－14)、東町D地区(Ⅰ－15)、上町地区(Ⅰ－18)、立川地区(Ⅰ－20)、立川三丁目地区(Ⅰ－21)、立川四丁目地区(Ⅰ－22)、卯垣地区(Ⅰ－23)、西大路地区(Ⅰ－31)、中大路地区(Ⅰ－32)、東大路第2地区(Ⅰ－33)、東大路地区(Ⅰ－34)、八坂地区(Ⅰ－36)、下円通寺地区(Ⅰ－37)、赤子田地区(Ⅰ－39)、中砂見地区(Ⅰ－41)、猪子地区(Ⅰ－46)、中村地区(Ⅰ－48)、高路A地区(Ⅰ－50)、賀露地区(Ⅰ－58)、湖山南一丁目地区(Ⅰ－59)、湖山南一丁目第2地区(Ⅰ－60)、湖山南五丁目地区(Ⅰ－61)、湖山南一丁目第3地区(Ⅰ－62)、東桂見A地区(Ⅰ－63)、東桂見B地区(Ⅰ－64)、浜坂都築山地区(Ⅰ－1052)、立川町四丁目A地区(Ⅰ－1054)、卯垣一丁目地区(Ⅰ－1055)、滝山B地区(Ⅰ－1056)、滝山C地区(Ⅰ－1057)、滝山D地区(Ⅰ－1058)、卯垣四丁目地区(Ⅰ－1059)、卯垣五丁目地区(Ⅰ－1060)、中大路第2地区(Ⅰ－1061)、下砂見第2地区(Ⅰ－1062)、中村地区(Ⅰ－1064)、湖山町C地区(Ⅰ－1065)、足山地区(Ⅰ－1066)、布勢地区(Ⅰ－1067)、布勢B地区(Ⅰ－1199)、岩吉地区(Ⅰ－1201)、賀露B地区(Ⅰ－1202)、本高地区(Ⅰ－1203)、有富B地区(Ⅰ－1207)、横枕地区(Ⅰ－1209)、赤子田B地区(Ⅰ－1210)、浜坂東地区(Ⅰ－1211)、浜坂東B地区(Ⅰ－1212)、浜坂D地区(Ⅰ－1213)、覚寺B地区(Ⅰ－1214)、丸山町B地区(Ⅰ－1215)、上町B地区(Ⅰ－1216)、滝山E地区(Ⅰ－1217)、杉崎地区(Ⅰ－1219)、海蔵寺地区(Ⅰ－1221)、越路地区(Ⅰ－1222)、布勢C地区(Ⅰ－1224)、滝山A地区(Ⅰ－人工45)、桂見B地区(Ⅱ－2025)、里仁地区(Ⅱ－2026)、足山B地区(Ⅱ－2027)、足山C地区(Ⅱ－2028)、徳尾地区(Ⅱ－2031)、古海地区(Ⅱ－2033)、北村地区(Ⅱ－2034)、中村C地区(Ⅱ－2035)、猪子B地区(Ⅱ－2036)、長谷地区(Ⅱ－2038)、越路B地区(Ⅱ－2040)、紙子谷地区(Ⅱ－2041)、紙子谷B地区(Ⅱ－2042)、浜坂E地区(Ⅱ－2043)、覚寺C地区(Ⅱ－2044)、覚寺D地区(Ⅱ－2045)、北園地区(Ⅱ－2046)、円護寺第4地区(Ⅱ－2047)、円山町C地区(Ⅱ－2049)、湯所町E地区(Ⅱ－2051)、馬場町地区(Ⅱ－2052)、滝山F地区(Ⅱ－2053)、滝山G地区(Ⅱ－2054)、滝山H地区(Ⅱ－2055)、滝山I地区(Ⅱ－2056)、岩倉地区(Ⅱ－2058)、滝山K地区(Ⅱ－2059)、滝山L地区(Ⅱ－2060)、覚寺E地区(Ⅱ－2061)、覚寺F地区(Ⅱ－2062)、覚寺G地区(Ⅱ－2063)

2 変更した年月日 平成25年4月30日

### 鳥取県告示第397号

平成22年鳥取県告示第167号(土砂災害警戒区域の指定について)で指定した土砂災害警戒区域に係る図面を変更したので、告示する。

なお、変更後の図面は、鳥取県県土整備部治山砂防課及び鳥取県土整備事務所並びに鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成25年4月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 図面を変更した土砂災害警戒区域

内海中第2地区(Ⅰ－1080)

2 変更した年月日 平成25年 4 月30日

### 鳥取県告示第398号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害特別警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成25年 4 月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 (1) 土砂災害特別警戒区域を指定する市町村の名称

鳥取市

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(3) 土砂災害特別警戒区域の名称

浜坂東谷川（Ⅰ-1-1-1-3）、円護寺川（Ⅰ-1-1-1-5）、湯所谷川（Ⅰ-1-1-1-6）、水道谷川（Ⅰ-1-1-1-7）、円護寺川（Ⅰ-1-1-1-9）、覚寺上谷川（Ⅰ-1-1-1-10）、覚寺下谷川（Ⅰ-1-1-1-11）、滝ノ上川（Ⅰ-1-1-1-12）、城ヶ谷川（Ⅰ-1-1-1-13）、馬場町谷川（Ⅰ-1-1-1-36）、寺谷川（Ⅰ-1-1-1-41）、早沢谷川（Ⅰ-1-1-1-42）、玉木谷川（Ⅰ-1-1-1-45）、大谷川（Ⅰ-1-1-1-47）、中谷川（Ⅰ-1-1-1-48）、神坂谷川（Ⅰ-1-1-1-50）、猪子東谷川（Ⅰ-1-1-1-55）、奥谷川（Ⅰ-1-1-1-58）、石谷川（Ⅰ-1-1-1-63）、白谷川（Ⅰ-1-1-1-64）、家ノ奥谷川（Ⅰ-1-1-1-65）、高路谷川（Ⅰ-1-1-1-66）、赤松川（Ⅰ-1-1-1-70）、篠坂西下谷川（Ⅰ-1-1-1-71）、御堂川（Ⅰ-1-1-1-74）、反田川（Ⅰ-1-1-1-75）、天神川（Ⅰ-1-1-1-95）、奥山川（Ⅰ-1-1-1-96）、安蔵谷川（Ⅰ-1-1-1-102）、谷川（Ⅰ-1-1-1-104）、妙見川右支溪1（Ⅰ-1-1-1-114）、妙見川右支溪2（Ⅰ-1-1-1-115）、芳原川（Ⅰ-1-1-1-117）、摩尼川右支溪2（Ⅰ-1-1-1-118）、神谷川（Ⅰ-1-1-1-123）、山白川右支溪1（Ⅰ-1-1-1-131）、覚寺下谷川（Ⅱ-1-1-1-1）、椎ノ木谷川（Ⅱ-1-1-1-13）、竹谷川（Ⅱ-1-1-1-16）、下味野谷川（Ⅱ-1-1-1-17）、高津東谷川（Ⅱ-1-1-1-26）、安畑谷川（Ⅱ-1-1-1-28）、摩尼川右支溪1（Ⅱ-1-1-1-30）、堂谷川（Ⅱ-1-1-1-35）、森谷川（Ⅱ-1-1-1-36）、土居川（Ⅱ-1-1-1-37）、コエノ谷川（Ⅱ-1-1-1-38）、穴谷川（Ⅲ-1-1-1-④）、霧ヶ谷川（Ⅲ-1-1-1-⑥）、ミズノ谷川（Ⅲ-1-1-1-⑧）、椎ノ木谷川（Ⅲ-1-1-1-⑨）

(4) 土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

(5) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号。以下「政令」という。）第4条に規定する衝撃に関する事項

次の図のとおりとする。

2 (1) 土砂災害特別警戒区域を指定する市町村の名称

鳥取市

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(3) 土砂災害特別警戒区域の名称

浜坂地区（Ⅰ-1）、浜坂A地区（Ⅰ-2）、浜坂B地区（Ⅰ-3）、覚寺地区（Ⅰ-4）、浜坂C地区（Ⅰ-5）、円護寺第2地区（Ⅰ-7）、丸山町地区（Ⅰ-8）、湯所町C地区（Ⅰ-11）、東町A地区（Ⅰ-

－12)、東町B地区(I-13)、東町C地区(I-14)、東町D地区(I-15)、栗谷町地区(I-16)、栗谷町B地区(I-17)、上町地区(I-18)、立川地区(I-20)、立川三丁目地区(I-21)、立川四丁目地区(I-22)、卯垣地区(I-23)、百谷A地区(I-24)、百谷B地区(I-25)、西大路地区(I-31)、中大路地区(I-32)、東大路第2地区(I-33)、東大路地区(I-34)、八坂地区(I-36)、下円通寺地区(I-37)、円通寺地区(I-38)、赤子田地区(I-39)、中砂見地区(I-41)、猪子地区(I-46)、中村地区(I-48)、有富地区(I-49)、高路A地区(I-50)、高路B地区(I-51)、高路C地区(I-52)、賀露地区(I-58)、湖山南一丁目地区(I-59)、湖山南一丁目第2地区(I-60)、湖山南五丁目地区(I-61)、湖山南一丁目第3地区(I-62)、東桂見A地区(I-63)、東桂見B地区(I-64)、浜坂都築山地区(I-1052)、円護寺第3地区(I-1053)、立川町四丁目A地区(I-1054)、卯垣一丁目地区(I-1055)、滝山B地区(I-1056)、地滝山C区(I-1057)、滝山D地区(I-1058)、卯垣四丁目地区(I-1059)、卯垣五丁目地区(I-1060)、下砂見第2地区(I-1062)、中村地区(I-1064)、湖山町C地区(I-1065)、足山地区(I-1066)、布勢地区(I-1067)、内海中第2地区(I-1080)、布勢B地区(I-1199)、岩吉地区(I-1201)、賀露B地区(I-1202)、本高地区(I-1203)、有富B地区(I-1207)、横枕地区(I-1209)、赤子田B地区(I-1210)、浜坂東地区(I-1211)、浜坂東B地区(I-1212)、浜坂D地区(I-1213)、覚寺B地区(I-1214)、丸山町B地区(I-1215)、上町B地区(I-1216)、滝山E地区(I-1217)、杉崎地区(I-1219)、海蔵寺地区(I-1221)、越路地区(I-1222)、滝山A地区(I-人工45)、桂見B地区(II-2025)、里仁地区(II-2026)、足山B地区(II-2027)、足山C地区(II-2028)、徳尾地区(II-2031)、古海地区(II-2033)、北村地区(II-2034)、中村C地区(II-2035)、猪子B地区(II-2036)、長谷地区(II-2038)、越路B地区(II-2040)、紙子谷地区(II-2041)、紙子谷B地区(II-2042)、浜坂E地区(II-2043)、覚寺C地区(II-2044)、覚寺D地区(II-2045)、北園地区(II-2046)、円護寺第4地区(II-2047)、円護寺第5地区(II-2048)、円山町C地区(II-2049)、湯所町D地区(II-2050)、湯所町E地区(II-2051)、馬場町地区(II-2052)、滝山F地区(II-2053)、滝山G地区(II-2054)、滝山H地区(II-2055)、滝山I地区(II-2056)、岩倉地区(II-2058)、滝山K地区(II-2059)、滝山L地区(II-2060)、覚寺E地区(II-2061)、覚寺F地区(II-2062)、覚寺G地区(II-2063)、百谷C地区(II-2064)、百谷D地区(II-2065)、小西谷地区(II-2066)、福井F地区(III-4013)、金沢G地区(III-4018)、瀬田蔵B地区(III-4023)、瀬田蔵C地区(III-4024)、瀬田蔵D地区(III-4025)、瀬田蔵E地区(III-4026)、洞谷H地区(III-4031)、洞谷I地区(III-4032)、洞谷J地区(III-4033)、洞谷K地区(III-4034)、福井H地区(III-4046)、三山口D地区(III-4049)、三山口E地区(III-4050)、三山口H地区(III-4053)、三山口I地区(III-4054)、三山口K地区(III-4056)、高住F地区(III-4057)、西今在家地区(III-4061)、有富F地区(III-4069)、横枕B地区(III-4072)、猪子C地区(III-4075)、猪子E地区(III-4077)、長谷D地区(III-4080)、長谷E地区(III-4081)、覚寺H地区(III-4086)、百谷E地区(III-4088)、百谷F地区(III-4089)、百谷G地区(III-4090)、八坂B地区(III-4093)、八坂C地区(III-4094)、八坂D地区(III-4095)、円通寺B地区(III-4096)、越路C地区(III-4097)、香取地区(III-4098)

(4) 土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

(5) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項

次の図のとおりとする。

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県土整備部治山砂防課及び鳥取県土整備事務所並びに鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第399号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人

の設立の認証の申請があったので、同条第 2 項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第 10 条第 1 項第 1 号、第 2 号イ、第 5 号、第 7 号及び第 8 号に掲げる書類は、平成 25 年 6 月 22 日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成 25 年 4 月 30 日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

- 1 申請のあった年月日  
平成 25 年 4 月 22 日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人山陰福祉の会
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名  
鈴木 隆
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地  
米子市加茂町 280-1
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的  
この法人は、高齢者・児童・障がい者に福祉サービスを提供するとともに、それらを支援する団体、事業者等に対して、福祉活動に協力して頂けるその他企業との懸け橋となり、地域での福祉活動の普及や増進するための事業や活動を行うことによって、地域の発展・充実を図り社会貢献に寄与することを目的とする。

## 調 達 公 告

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号。以下「政令」という。）第 11 条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年 4 月 30 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- |                    |   |
|--------------------|---|
| 1 調 達 件 名 及 び 数 量  | 財務会計システム運營業務委託 一式   |
| 2 契 約 方 式          | 随意契約  |
| 3 随意契約の相手方を決定した日   | 平成 25 年 3 月 22 日  |
| 4 契約の相手方の名称及び所在地   | 株式会社鳥取県情報センター<br>鳥取市寺町 50   |
| 5 契 約 金 額          | 156,967,965 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）   |
| 6 随意契約による理由        | 随意契約の相手方と既に契約を締結した特定役務に接続して提供を受ける同種の特定役務の調達をするものであり、随意契約の相手方以外の者から調達をするとその特定役務の便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがあるため。<br>(政令第 10 条第 1 項第 2 号) |
| 7 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県会計管理者会計局会計指導課<br>鳥取市東町一丁目 220  |

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 6 第 1



項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年 4 月30日

鳥取県立倉吉農業高等学校長 日 置 栄 治

## 1 調達内容

### (1) 調達案件の名称及び数量

鳥取県立倉吉農業高等学校祥雲寮給食業務委託 一式

### (2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

### (3) 委託の期間

平成25年 8 月 1 日（木）から平成28年 7 月31日（日）まで

### (4) 履行の場所

倉吉市大谷166 鳥取県立倉吉農業高等学校

### (5) 入札書の記入方法

入札書に記載する金額は、次に掲げる費用の合計金額とする。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積額」という。）の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ア 給食材料費

イ 従業員の給与、諸手当、福利厚生費

ウ 従業員の被服費、検便・健康診断費、インフルエンザ予防接種費

エ 業務用通信運搬費

オ 消耗品費

カ プロパンガス代

キ 諸官庁手続関係費

ク その他営業費用等

## 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

### (1) 政令第167条の 4 の規定に該当しない者であること。

### (2) 平成24年鳥取県告示第606号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分がその他の委託等の給食に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成25年 5 月10日（金）午後 5 時までに 4 の(2)の場所に提出すること。

### (3) 平成25年 4 月30日（火）から同年 6 月10日（月）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月17日付出第157号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

## 3 契約担当部局

鳥取県立倉吉農業高等学校

## 4 入札手続等

### (1) 入札に関する問合せ先

〒682-0941 倉吉市大谷166

鳥取県立倉吉農業高等学校

電話 0858-28-1341

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課物品調達担当

電話 0857-26-7433

(3) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で平成25年4月30日(火)から同年5月31日(金)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時までの間に交付する。

なお、郵送による交付を希望する者は、交付期間中に(1)の担当部局へ電話により請求すること。

(4) 入札説明会の日時及び場所

平成25年5月23日(木)午後1時30分

鳥取県立倉吉農業高等学校 保育室

(5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとすること。)により、(1)の場所に送付すること。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成25年6月10日(月)午後1時30分(ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月7日(金)午後5時までとする。)

イ 場所

(1)に同じ。

5 入札者に要求される事項

(1) 入札者は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加しようとする者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成25年5月31日(金)午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第13条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

#### 7 その他

- (1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

- (2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

- (3) 契約書作成の要否

要

- (4) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

- (5) 手続における交渉の有無

無

- (6) その他

詳細は、入札説明書による。

#### 8 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required : transfer school meal responsibilities

- (2) May 31, 2013 5 : 00PM : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

- (3) June 10, 2013 1 : 30PM : Time-limit for submission of tenders

June 7, 2013 5 : 00PM : Time-limit for submission of tenders by registered mail

- (4) Contact Point for the notice : Tottori Prefectural Kurayoshi Agriculture High School 166 Ootani  
Kurayoshi-shi 682-0941 Japan

TEL : 0858-28-1341

---

## 正 誤

平成25年3月26日付鳥取県公報号外第25号の鳥取県条例第33号（鳥取県税条例の一部を改正する条例）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 8

行 下から12

誤 （平成25年法律第 号）

正 （平成25年法律第3号）